

太田市ファミリー・サポート・センター運営事業要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て家庭の援助及び地域における支え合いによる子育て機能の充実を図るため、育児の援助を行いたい者（以下「まかせて会員」という。）と育児の援助を受けたい者（以下「おねがい会員」という。）との会員相互の運営による太田市ファミリー・サポート・センター事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱について、「ファミリー・サポート・センター」とは、まかせて会員及びおねがい会員をもって構成する会員組織であって、次条に定める事業を行うものをいう。

(センターの事業)

第3条 ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）において行う事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会員の募集、登録等に関すること。
- (2) 相互援助活動の調整、把握等に関すること。
- (3) 相互援助活動に係る講習及び指導に関すること。
- (4) 会員間の交流に関すること。
- (5) センターの広報に関すること。
- (6) ひとり親家庭等の利用支援に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(アドバイザー及びサブアドバイザー)

第4条 センターの円滑な運営を図るため、センターにアドバイザー及びサブアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、前条に規定する業務の実施に当たるほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 会員の募集及び登録時の相談及び助言に関すること。
- (2) サブリーダーの育成及び指導に関すること。
- (3) 相互援助活動に係る相談及び助言に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた業務に関すること。

3 サブアドバイザーは、アドバイザーを補佐し、会員間の連絡及び調整を行うものとする。

(相互援助活動の内容)

第5条 相互援助活動の内容は、生後6箇月以上の乳幼児から高校3年生までの者（以下「対象児童」という。）に対して行う、次に掲げる援助とする。

- (1) 保育園、幼稚園、小学校等（以下「保育施設等」という。）の開始時まで対象児童を預かること。

- (2) 保育施設等の終了後、対象児童を預かること。
- (3) 保育施設等まで対象児童を送迎すること。
- (4) 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、対象児童を預かること。
- (5) 買い物等外出の際、対象児童を預かること。
- (6) 軽度の病気にかかっている病児又は病後児を預かること。
- (7) 会員の急な出張等の場合に、対象児童を預かること。
- (8) 早朝、夜間等の緊急時に対象児童を預かること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、会員のために必要な援助を行うこと。

2 対象児童を預かる場合は、まかせて会員の家庭において行うものとする。ただし、関係当事者の双方の同意があるときは、この限りでない。

3 宿泊を伴う相互援助活動は、行わないものとする。ただし、特別な事情があり、まかせて会員とおねがい会員との間で合意があるときはこの限りではない。

(会員資格)

第6条 まかせて会員は市内又は隣接市町に在住している者とし、おねがい会員は市内に在住し、在勤し、又は在学している者（対象児童が市内に在学し、又は在園している者を含む。）であって、市長の承認を得たものとする。

(入会等)

第7条 センターの事業を利用しようとする者は、太田市ファミリー・サポート・センター入会申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、会員とすることを適当と認めるときは、まかせて会員又はおねがい会員としてそれぞれ登録するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録を受けた人に太田市ファミリー・サポート・センター会員証（様式第2号。以下「会員証」という。）を交付するものとする。

4 会員証の交付を受けた者は、センターの実施する講習を受講するものとする。

(会員の責務等)

第8条 会員は、相互援助活動により知り得た秘密を漏らしてはならない。次条の規定によりセンターを退会した後も同様とする。

2 相互援助活動実施中に事故が生じた場合は、当事者である会員相互間において解決するものとする。

3 前項の事故が生じた場合は、速やかにセンターに連絡するものとする。

4 会員は、第2項の事故に備え、ファミリー・サポート・センター補償保険に加入するものとする。

5 相互援助活動は、会員同士の準委任契約に基づくものとする。

(利用料等)

第9条 おねがい会員は、相互援助活動終了時、まかせて会員に対し、利用料等として、別表に定める基準を目安に双方で合意した額を支払うものとする。

(退会)

第10条 会員が退会しようとするときは、太田市ファミリー・サポート・センター退会届(様式第3号)を市長に提出するものとする。

2 会員は、退会に際し、第7条第3項の規定により交付された会員証を市長に返還するものとする。

(事業の委託)

第11条 市長は、事業の目的を効果的に達成させるため、事業の一部又は全部を適切な運営が見込まれる団体に委託することができる。

(その他)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

別表（第9条関係）

1 利用料に関する基準

<通常預り>

利用時間	1時間当たり	
	平日	土日・祝日・年末年始
5:00～8:00	900円	1,000円
8:00～18:00	800円	900円
18:00～22:00	900円	1,000円
22:00～5:00	1,150円	1,300円

<病児・病後児預り>

区分	1時間当たり	
	平日	土日・祝日・年末年始
病児（診断名が付く前）	1,400円	1,700円
病後児（診断名が付いた後）	1,100円	1,400円

※ 最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とする。

※ 1時間を超える場合は30分を単位とし、30分当たりの利用料は上記の額の半額とする。

※ 同一世帯に属する複数の子供を預ける場合は、2人目からは半額とする。

※ 祝日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日とする。

※ 年末年始とは、12月29日から1月3日までの期間とする。

2 援助外出費等の基準

内容		料金（1回当たり）
援助外出費	自家用車を利用した場合	市内300円 近隣の市外500円 遠方30円/km
	公共交通機関又はタクシーを利用した場合	実費
食事費	食事（ミルクを除く。）	1人当たり300円
	おやつ	1人当たり150円
その他	ミルク、おむつ等	実費

※ 援助外出費とは、まかせて会員が相互援助活動のために自家用車を使用した場合のガソリン代等相当額及び公共交通機関又はタクシーを利用した場合の対象児童及びまか

せて会員の分の実費とする。

※ 食事費とは、まかせて会員が対象児童に提供した食事（ミルクを除く。）及びおやつ
の購入費とする。

3 援助活動取消料の基準

内容	取消料金
前日までの取消し	無料
当日取消	400円
無断取消	1,100円